

令和 6 年度 第 7 回加東市農業委員会総会（9 月定例会）議事録

開催日時	令和 6 年 9 月 20 日（金）午後 3 時 00 分～午後 3 時 55 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：岸本敏弘 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：村上雅信 ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：－ ②：田中重信 ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：－ ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：久保儀人	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	14：田尻倫生 15：藤浦春治			
議事録署名委員	12：藤川克弘 13：柏木和博			
出席職員	事務局長：土肥彰浩 副課長：藤井康孝 主事：川邊 錬			

会議次第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 議事

第 36 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	10 件
第 37 号議案	非農地証明願いの承認について	4 件
第 38 号議案	農地の現況転換等の確認について	1 件
第 39 号議案	農業経営改善計画に関する意見について	1 件
第 40 号議案	「加東農業振興地域整備計画」の変更（軽微変更）に関する意見について	1 件
第 41 号議案	農用地利用集積計画の決定について	4 件
第 42 号議案	農用地利用集積等促進計画の決定について	3 件
- 5 報告

報告第 10 号	農地の貸借の合意解約通知について	4 件
----------	------------------	-----
- 6 その他
- 7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 13 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 6 年度第 7 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査を行っていただきました、10 番 大畑農業委員さん、11 番 藤原農業委員さん、1 番 村上推進委員さん、2 番 田中推進委員さん、3 番 黒石推進委員さんご協力ありがとうございました。のちほど、調査報告をよろしく願いいたします。 本日の会議の議事録署名委員に、12 番 藤川農業委員さん、13 番 柏木農業委員さんを指名しますので、よろしく願いいたします。 それでは議案の審議に入ります。 第 36 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、高齢により耕作が困難となったことから、譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、季節野菜の作付けを予定しており、過去に申請地を耕作した経験があること、また、以前耕作されていたときの農機具も準備されていることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、高齢により耕作が困難となったことから、知人である譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、新規就農者となりますが、農機具はリースするほか、長年、耕作経験のある知人の協力を得ながら、家族を含め 3 人で耕作する予定であるため、耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、知人である譲受人に贈与するため申請されました。本申請は、10 筆余りの所有農地のうち、2 筆を贈与されます。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 45 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、体調の面で耕作が困難となったことから、知人である譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、現在、***に居住しておりますが、以前から農業を行いながら暮らすことに興味があったこともあり、このたび、本申請地の向かいにある空き家も購入され、直近にも移住される予定です。新規就農者となりますが、農機具は準備されており、果樹を栽培する予定です。よって、耕作は可能であると見込まれます。 番号 5、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、利用権設定により貸借していましたが、このたび、親族である譲受人に売却することとなったため申請されました。譲受人は、水稻と野菜の作付けを予定しており、農機具は所有又は必要に応じて友人や営農組合から借りる予定となっているほか、農業経験も約 40 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 6、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、市外へ転居したことにより耕作が困難となったことから、知人である譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も

	約 30 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 7、譲渡人は、番号 3 と同じ方となります。本申請は、10 筆余りの所有農地のうち、3 筆を贈与されます。譲受人は、水稻と野菜の作付けを予定しており、必要な農機具は所有しているほか、農業経験も約 55 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。なお、譲渡人が所有している残り 5 筆の農地の権利移動については、調整中と聞いております。 番号 8、譲渡人は、高齢により耕作が困難となったことから、親族である譲受人に売却するため申請されました。譲受人は、水稻と野菜の作付けを予定しており、必要な農機具は所有されているほか、農業経験も約 20 年あることから、耕作は可能であると見込まれます。 番号 9、借受人は、加東市の認定農業者であり、このたび農業経営の規模拡大のため、集団性のある土地でビニールハウスを設置し、イチゴ栽培を計画されています。借受人の耕作地付近で、条件に合った土地が見つかったことから、貸出人に貸借の申入れをし、本申請に至りました。双方間での契約については、最終的に売買を予定していますが、まずは、1 年間の使用貸借とし、その間に売買契約に向けた調整を行う予定となっています。ビニールハウスの設置に当たっては、現況の農地に高低差があり、整地する必要があるため、農地の現況転換等の届出についても同時に提出されています。後ほどの第 38 号議案で説明をさせていただきます。 番号 10、貸出人と借受人は親子関係にあり、将来に渡り、段階的に息子である借受人に農業経営を引き継いでもらうため、家族で話し合いを行った結果、本申請に至りました。借受人は、新規就農者となりますが、農機具や耕作については、長年、農業経験のある親の協力を得ながら、水稻の作付けを予定しています。よって、耕作は可能であると見込まれます。 以上 10 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 36 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 36 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 37 号議案「非農地証明願いの承認について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、申請地は、昭和 49 年以前から住宅敷地の状態であり、現在に至っております。今回、農地法 3 条の手続きをする際、本申請地の地目が農地のままであることが判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。 番号 2、申請地は、昭和 48 年以前から倉庫及び住宅敷地となっており、現在に至っております。申請人の父が倉庫を建築し、相続を経て引き続き現況のまま使用してい

	ました。今回、農地法 3 条の手続きをする際、本申請地の地目が農地のままであることが判明し、登記と現況を合わせるため、非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。 番号 3、申請地は、令和 4 年度に農地パトロールで「原野化により農地としての再生は困難である。」と判断されました。所有者に非農地証明願いの手続きについての案内文を令和 4 年 8 月 31 日付で送付し、この度、非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。 番号 4、申請地の周辺は、昭和 60 年頃から徐々に山林が広がり、平成 8 年頃には申請地も原野化、一部山林の状態となっていました。平成 26 年に本申請地を相続により取得しましたが、長年、耕作されていなかったことから、地力は極めて低下しており、また山林化しているため、農地の復元は極めて困難な状態となり、非農地証明を申請されました。申請地は、農用地区域外で、土地改良区は、目的どおりの事項を遵守すれば支障なしとの意見となっています。 以上 4 件の申請地につきましては、農地法第 2 条に規定する農地には該当せず、非農地の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。本件については、現地調査を行っております。
現地調査委員	調査結果を、現地調査委員から報告をお願いします。
	番号 1 は***の東約 50m の位置にあり、現場は住宅敷地でありました。 番号 2 は***の北約 140m の位置にあり、現場は住宅敷地でありました。 番号 3 は***の南西約 300m の位置にあり、現場は原野でありました。 番号 4 は***の位置にあり、現場は原野でありました。 報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 37 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 37 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長 事務局	第 38 号議案「農地の現況転換等の確認について」事務局より説明をお願いします。 番号 1、第 36 号議案番号 9 の農地法第 3 条の許可いただいた案件に関連して説明をさせていただきます。本届出は、申請地にビニールハウスを設置し、イチゴ栽培を行う計画ですが、現況の農地に高低差があることから、整地するための形状変更の手続きとなります。農地の上にビニールハウスを設置することについては、転用にあたらないため、農地転用の許可は不要となりますが、農地を切土・盛土をする範囲の面積が 3,000 m²未満の場合は、本届出が必要となっております。 工事の平面図をご覧ください。敷地の北側が県道となります。大きな青枠の部分の土を切り、切った土をピンク枠の部分に盛り、高さを合わせ、整地を行います。小さい

	青杵の部分は、車両の進入口として切土を行います。 土地利用計画図をご覧ください。県道側にイチゴ栽培のためのビニールハウスを設置し、その隣にハウスを管理するための設備を設置するビニールハウスと燃料タンクを設置します。進入口については2か所設け、県道よりの進入口については、現状の高さで進入可能なため、切り盛りによる施工はありません。排水は雨水のみで、自然浸透、また、ハウス屋根からの雨水は新たに設置するU字溝を通じて既設の素掘り水路に放流されますので、周辺農地への影響はありません。 本件につきましては、届出の前に工事がなされていることから追認による案件となります。8月23日に通報があり、現場を確認後、至急、工事を中止させ、届出の手続きを求めました。今回の状況に至った経緯として、以前、本人から農地にビニールハウスを設置するに当たり、必要な手続きの有無について相談がありました。その際の説明として、農地にビニールハウスを設置する場合、土の上にビニールハウスを設置する場合は転用にあたらないため、転用の手続きは不要であるが、切り盛りなどの形状変更を行う場合は、現況転換の届出が必要であると説明をしましたが、解釈の食い違いがあり、届出をせずに工事がなされていました。届出を提出することに理解はされましたが、工事を中止することによって、イチゴの栽培から出荷までの計画が予定通りに進まず、経営に支障が生じるため、いち早く工事を再開できないかと相談がありました。届出人は、加東市の認定農業者であり、農業経営の支援の点から、工事の再開について会長及び副会長に相談をさせていただき、届出書類及び現地を確認の上、工事を再開することについて予め了承をいただいております。したがって、現況は、本日の現地調査で確認いただきましたとおり、工事は進み、農地の段差は整地された状態となっています。 なお、土地の形状変更を行う場合は、生活環境課所管の「加東市良好な環境の保全に関する条例」に基づく手続きも必要となりますが、こちらの手続きも完了済となっています。 工事については、事前に再開をしておりますが、受理通知書については総会日での交付をする旨届出者には連絡済みです。説明は以上です。
議長	事務局から説明がありましたが、工事の中止により、イチゴ栽培の経営に支障が生じること、また、届出人は長年に渡り、加東市の認定農業者であり、農業振興の観点から、農業委員会としても、その経営を支援することが必要であることから、副会長、事務局とで現地及び届出書類を事前に確認させていただきました。地区や水利代表の同意も得ており、問題なく施工されると判断したため、工事の再開を了承しております。委員の皆様には事後となりますが、本届出について承認をお願いしたいと思います。先ほどの事務局からの説明も含め、何か意見はありませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第38号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第38号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長	第 39 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	本件は、農業経営改善計画の更新となります。 申請者は、以前から認定を受けており、主に***で耕作をされています。 現状の営農類型は稲作と麦で、令和 10 年度の目標についても同様に稲作と麦の経営を行います。 農業経営に関して、現状の年間所得は△255 万円、令和 10 年度の目標年間所得は 566 万円、現状の年間労働時間は 1,200 時間、令和 10 年度の目標年間労働時間は 1,600 時間としています。 生産に関して、山田錦の栽培が最も多く、そのほかヒノヒカリ、加工米あきだわら、飼料米あきだわら、加工米ヒノヒカリ、もち麦の栽培を行っており、現状の作付面積の合計は 1,337a で、令和 10 年度の作付面積は 2,133a に拡大する計画となっています。 補助金に関して、令和 5 年度は 1,104 万円で、機械の購入として活用されました。令和 10 年度は 550 万円の補助金を活用する計画となっています。 農用地の所有等に関して、現状の所有地は 100a、借入地は 1,237a で、令和 10 年度の目標は、所有地は 100a、借入地は 2,033a を計画しています。 生産方式の合理化に関して、現状は集落内の農地を中心に借り受けているが、約 200a の農地が離れていることから、農地の集積、集約を進め作業効率の向上を図ることを目標としています。 経営管理の合理化に関して、現状は家族内での経営や経費削減の課題があり、法人化するための検討を行うこととしています。 農業従事の態様の改善に関して、現状は妻と従事しているほか、休日が不定期であるため、次男に技術を継承するとともに、休日制を導入する目標としています。 その他、農業機械は新しいが、スマート農業に対応していないことから、必要に応じて、農業制度資金や補助金等を活用した機械設備の更新、新規導入機械の有効活用による作業受託の拡大を図ることを目標としています。 経営に係る構成員は、本人、妻、息子の 3 人体制、今後 5 年間で更新する機械は、トラクター 2 台を計画しています。 収支計画に関して、令和 5 年度は機械の購入による減価償却の初年度計上により赤字収支となっています。今後 5 年間の農業収入は、山田錦、ヒノヒカリなど現状作物の作付拡大により農業所得の安定を図ります。その他の収入は、主に補助金の活用を計画しています。経費の種苗などの材料費は、過去 3 年間の実績をもとに作付面積に応じて算出しています。施設及び機械費は、修繕費のほか従来から取得している機械及び更新予定の機械の減価償却費を計上しています。これらの収支計画に基づき、令和 10 年度の目標農業所得は、市の認定基準となる 450 万円以上であるため、要件を満たすものとなっています。 説明は以上です。
議長 各委員	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。 <意見なし>

議長	意見がないようですので、採決いたします。
各委員	第 39 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 39 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 40 号議案「加東農業振興地域整備計画の変更（軽微変更）に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	申出者は、***を営む会社の取締役となります。 申出地には、昭和 40 年頃から***のガラスハウスを設置しており、中では***の栽培を行っています。また、申出者は同社の代表を務めていた昭和 50 年頃に、ハウスの管理や栽培した***の出荷に必要な管理室やトイレ、農業用倉庫、発芽室、集荷駐車場を整備されましたが、当時は用途変更及び農地転用の手続きが必要であると知らずに整備されました。当該申出地は全て、***のための温室や管理室、トイレ、農業用倉庫、発芽室、集荷駐車場として現在も使用しており、特に温室以外の設備部分は農地に戻すことが難しく、早急に用途変更を行う必要があるため本申出を行うに至りました。 関係諸法令について、農地法による農地区分は第 1 種農地、都市計画法は非線引き都市計画区域となります。 参考として、日本型直接支払制度の該当の有無については、全て該当なしとなっています。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
議長	第 40 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 40 号議案は原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 41 号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 4 件、7 筆、6,244 m ² に利用権が設定され、9 月 30 日公告予定です。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行いますが、何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
議長	第 41 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 41 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	第 42 号議案「農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 3 件、10 筆、16,183 m ² に利用権が設定され、11 月 28 日公告予定です。

	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。ただいまから審議を行います。何か意見はありますか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 42 号議案は、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 42 号議案については、原案のとおり承認することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。
事務局	報告第 10 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
	番号 1、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は第 36 号議案番号 2 で承認のあったとおりです。
	番号 2、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は別の方が耕作されます。
	番号 3、双方合意により無条件で利用権の貸貸借を解約し、解約後は第 36 号議案番号 5 で承認のあったとおりです。
	番号 4、双方合意により無条件で利用権の使用貸借を解約し、解約後は自作されます。
	説明は以上です。
議長	説明が終わりました。届出書等については完備されておりますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございました。最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明。 ・農業委員及び農地利用最適化推進委員の具体的な地域活動について
議長	説明が終わりましたが、何か質問などはありませんか。
各委員	<質問なし>
議長	以上で、令和 6 年度第 7 回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 藤川 克弘

議事録署名委員 柏木 和博
